

賃貸借契約条項（衛星通信中継器）

第1章 総則

（目的）

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書に定めるところに従い、衛星通信中継器を甲の利用に供するとともに、衛星通信に関する必要な免許の取得を行い、甲はその代金を乙に支払うものとする。

（免許取得期限）

第2条 乙は、 年 月 日までに衛星通信に関する免許を取得し、甲の完成検査を受けるものとする。

（利用期間）

第3条 利用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

（代金）

第4条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付している場合は、特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

（代理人の届出）

第5条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、委任する事務の範囲を明らかにして、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

（下請負）

第6条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により、乙の義務とされている事項について、その責めを免れない。

2 甲は、下請負を承認した場合においても、その下請負者がこの契約の目的達成上著しく不相当であると認めるときは、乙に対しその変更を求めることができる。この場合、乙は、甲の指定に従わなければならない。

（代金の請求及び支払）

第7条 乙は、免許の取得及び各歴月の利用の完成検査を受け合格となった場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書によるものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内に乙に当該金額を支払うものとする。

（債務の引受け等の承認）

第8条 乙は、この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

（仕様書等の疑義）

第9条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(監督官等の派遣)

第10条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び業務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

第2章 契約の履行

(監督)

第11条 甲の指名した監督官は、乙の行う役務について、契約書、仕様書等及び甲の定める監督実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査、確認及びその他の方法により必要な監督を行うものとする。

2 前項の監督において監督官は、乙が関係法令上の必要な義務を果たしているかの確認を確実に行うものとする。

3 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第9条第2項の規定を準用する。

4 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第12条 乙は、免許の取得が完了したときは、甲の完成検査を受けなければならない。

2 乙は、利用期間中においては、毎月ごとの月末に甲の完成検査（給付完了の確認）を受けなければならない。

3 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた完成検査実施要領に基づいて行われるものとする。

4 完成検査においては、乙が行った役務に関しその内容が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

5 乙は、甲が特に必要と認めた場合は、完成検査に立ち会わなければならない。

6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(乙の保守義務等)

第13条 乙は、衛星通信中継器の適切な利用方法を指導するとともに、常時良好な状態において使用することができるよう保全、整備及び調整を行わなければならない。

2 甲は、前項に規定する保全、整備及び調整の必要が生じた場合は、直ちに乙にこの旨を通知して保全、整備及び調整を求めるものとする。

3 甲は、乙が乙の責めに帰すべき理由により、第1項に規定する保全、整備及び調整を行わなかったことにより甲に損害が生じた場合は、その賠償を請求することができるものとする。

4 乙は、甲の指示するところに従い、甲が行う無線局の定期検査に立ち会わなければならない。
(保全等の費用)

第14条 前条の利用方法の指導、衛星通信中継器の保全、整備若しくは調整及び定期検査の立会いのための費用は代金に含まれるものとする。

(支払遅延利息)

第15条 甲は、約定期間(第7条第3項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未払金額に対し、年※、

※パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

第3章 契約の効力等

(提供不能等の通知)

第16条 乙は、理由のいかんを問わず利用開始日までに衛星通信中継器を提供する見込みがなくなった場合又は衛星通信中継器を提供することができなくなった場合は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

(契約の変更)

第17条 甲は、契約の期間が終了するまでの間において必要がある場合は、履行期限その他乙の義務に関し、この契約の定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し速やかに甲に提出しなければならない。

(事情変更)

第18条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災事変、法令の制定又は改廃その他著しい事情により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による貸借料の変更に関して協議を行う場合に準用する。
(甲の解除権)

第19条 甲は、乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部につき解除の申入れをすることができる。この場合においては、この契約による貸借は、解除の申入れの後30日を経過した日をもって終了するものとする。

- 3 解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(乙の解除権)

第20条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(違約金)

第21条 甲は、第19条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、解除した解除部分に相当する額（賃貸借の一部解除にあたっては、解除期間に相当する額）の10パーセント相当額を乙から違約金として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙は、甲が相当の期間において指定する期日までに第1項の違約金を支払わない場合は、その期限の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し、年※、※パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第22条 甲は、第19条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならぬ。ただし、乙が乙の責めに帰すべき事由により免許取得期限までに免許を取得できなかったことによりこの契約を解除した場合は、この限りではない。

- 2 第20条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第23条 乙は、契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

- 3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設

計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

- 4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。
- 6 第6条の規定は、前5項についても適用する。

第5章 雑則

（秘密保全）

第24条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（調査）

第25条 甲は、この契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係所に立入り、調査させることができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（その他）

第26条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

- 2 特約条項にこの契約条項と異なる定めがある場合は、特約条項の定めるところによる。
- 3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。
- 4 この契約において、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第27条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する
4-2-5

ものとする。